

総務常任委員長報告

平成26年12月17日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案7件、請願2件及び継続審査となっていました陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、議案第126号「指定管理者の指定について」は、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会との連合審査により、担当部長等の出席を求めて審査を行い、また、請願については、提出者から趣旨説明を受けるなど、慎重に審査いたしました。

議案第110号「三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）」外議案6件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第6号「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について及び請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出については、審査の結果、いずれも、賛成少数をもって不採択と決しました。

次に、平成25年陳情第4号「公契約条例制定を求めることについて」は、平成18年と平成21年に同様の陳情が採択された経緯があり、現状においても建設労働者の賃金や労働条件の確保を求めなければならない状況に変わりなく、願意妥当であるとして、全員一致で採択すべきものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第110号及び議案第126号について、指定管理者の候補者の選定には、「施設利用者の平等な利用を確保できるものであること」、「施設の効用を最大限に発揮するものであること」、「経費の縮減が図られるものであること」、「管理を安定して行う人的及び物的能力を有し、又は確保見込があること」などの選定基準があり、その基準により、申請内容を総合的に審査し選定されるものである。議会へは、これらの選定基準に基づいた議案が提案されているが、総務常任委員会の審査においては、基準に沿った相応しい候補者であるかの判断に、

相応の審査資料が必要となる。審査時には、検討を行うために十分な資料を提出されるとともに、今後も三次市に合う適正な指定管理制度となるよう、公募、非公募のあり方を含め、制度の充実に向けた研究を重ねられたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。